

★相続税申告の誤りやすい事例

平成27年分の相続税から「遺産に係る基礎控除額」が減少したことにより、相続税の申告をしなければならない方が増えたと言われています。遺産がそれほど多額でない場合には自分で相続税申告をなさる方もいらっしゃるということです。そのため、税務署での面接による個別相談（事前予約制）のサービスもあるのですが、予約が取りにくい状況になっているようです。このような状況もあり、国税庁のホームページでは相続税・贈与税の特集ページを組んだり、申告要否の判定コーナーを設けるなどの対応をしています。

今回は、その中の「相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集」から一部を抜粋しましたので、まだ相続の開始していない方にも参考にしていただければ幸いです。（若林 茂）

◎被相続人以外の名義の財産（預貯金）

父の死亡に伴い、父の自宅金庫で、父名義の預金通帳のほかに、息子名義の定期預金証書を発見。この定期預金は父の収入から預け入れたものであり、父が管理・運用していた。また、息子は過去にこの定期預金の贈与を受けたこともない。

（誤）…相続税の申告には父名義の財産だけを計上すればよいと考え、息子名義の定期預金は計上しなかった。

（正）…名義にかかわらず、父が資金を拠出しているなど、父の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。



◎お墓の購入費用に係る借入金

父は亡くなる1年前にお墓を350万円で購入。なお、お墓の購入に当たっては〇〇銀行からの借入れにより代金を支払っており、相続開始日現在で220万円の借入金残高がある。

（誤）…相続開始日現在の借入金残高220万円を債務控除として計上した。

（正）…生前に父が購入したお墓の借入金など「相続税の非課税財産」に関する債務は、債務控除できない。（同時に、お墓自体の価額は相続税の課税価格に算入する必要はありません。）

◎団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローン

夫の死亡に伴い、夫の財産を妻が相続。自宅である土地・建物は5年前に購入したもので、住宅ローンの残高は相続開始日現在で800万円あった。なお、住宅ローンの残高は、団体信用生命保険契約により、後日、返済が免除された。

（誤）…相続開始日現在の住宅ローン残高800万円を債務控除として計上した。

（正）…団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローンは、相続人が支払う必要のない債務であるため、債務控除できない。

◎被相続人が亡くなる前3年以内の贈与財産

父の死亡に伴い、父の財産を息子が相続。父が亡くなる前年に200万円、前々年に100万円の現金の贈与を父から受けていた。なお、前年に贈与を受けた200万円については、贈与税の申告をしている。

（誤）…前年に贈与を受けた200万円は「相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産」として計上し、相続税の課税価格に加算したが、前々年に贈与を受けた100万円は贈与税の基礎控除額（110万円）以下で贈与税の申告が不要だったので計上しなかった。

（正）…贈与税の基礎控除額以下の贈与であっても、父が亡くなる前3年以内に財産の贈与を受けている場合には計上しなければならない。